

## タブレット端末レンタルサービス規約

### 第1条（目的）

本規約は、株式会社ゼウス（以下「ゼウス」といいます）が、ゼウスのクレジットカード決済サービス（以下「決済サービス」といいます）を利用する加盟店（以下「加盟店」といいます）に対し、クレジットカード情報を入力するためのタブレット端末（以下「本端末」といいます）を貸与するサービス（以下「本サービス」といいます）を提供するにあたり、ゼウスと加盟店の権利義務関係を定めることを目的とします。

### 第2条（個別契約）

1. 加盟店は、ゼウスから本端末を借り受け、本サービスの提供を受けるに当たり、本規約に基づき、ゼウスとの間で個別契約（以下「個別契約」といいます）を締結するものとします。
2. 本規約は、本サービスに関して、ゼウスと加盟店との間で締結される全ての個別契約に適用されるものとします。個別契約の規定と本規約の規定が矛盾または抵触する場合には、本規約の規定が優先して適用されるものとします。
3. 個別契約は、加盟店がゼウスに対して申込書を提出したことに對し、ゼウスが加盟店に対して本端末を発送することにより、発送日に成立します。
4. 個別契約においては、当該個別契約に関する以下の各号に掲げる事項その他必要な事項を定めるものとします。
  - (1) 申込日
  - (2) 本サービスの使用料（初期費用および月次費用）
  - (3) 本端末を使用する場所、責任者
  - (4) その他の特約事項
5. ゼウスおよび加盟店は、本サービスの使用料を変更する必要がある場合、変更後の内容について書面で合意するものとします。ただし、ゼウスは、加盟店に対して書面にて通知することにより、本サービスの使用料を減額することができるものとします。

### 第3条（本端末の貸与）

1. ゼウスは、個別契約に従い、加盟店に本端末を交付し、加盟店はそれを受領するものとします。かかる本端末の交付により、本端末の所有権は移転しないものとします。
2. 加盟店は、本端末を受領した場合、速やかに本端末に瑕疵または不備がないかを確認し、瑕疵または不備がある場合、直ちにゼウスに通知するものとします。修理等により返却していた本端末を再度受領した場合も同様とします。

### 第4条（本サービスの使用料および支払方法）

1. 加盟店は、ゼウスに対し、個別契約に定める本サービスの使用料を支払うものとします。
2. 本サービスの月次費用は、本端末の発送日の属する月の翌月1日より発生するものとし（但し、本サービスと決済サービスとが同時に申し込まれた場合は決済サービスのサービス開始日の属する月の翌月1日より発生するものとします）、決済サービスにおけるゼウスの加盟店に対する振込金額から差し引くものとします。同債務が本サービスの使用料に満たないために相殺できない場合、加盟店は、ゼウスから送付される請求書記載の支払期日までに本サービスの使用料を支払うものとします。
3. ゼウスは、本サービスの使用料に関して、日割り計算による精算は行いません。
4. ゼウスは、本端末の提供元であるソフトバンク株式会社（以下「本端末の提供元」といいます）との契約条件や経済情勢の変更等の事情により必要がある場合、1か月前までに加盟店に対して変更内容を通知することにより、使用料を変更することができるものとします。

### 第5条（本端末にかかる諸費用の負担）

加盟店は、前項に定める使用料のほか、本端末の利用、管理等に関する以下の各号に定める費用を

負担するものとします。

- (1) 本端末を使用するための電気料金
- (2) 本端末を通常とは異なる方法で使用したことにより生じた修理・交換費用（ゼウスへの本端末の返却に関する送料等の費用を含みます）
- (3) 本端末の電池パックの交換にかかる費用
- (4) その他本端末の使用に関し発生する一切の費用

#### 第6条（遅延損害金）

ゼウスは、加盟店が本規約に関連するゼウスに対する金銭債務の全部または一部の支払を遅延したときは、加盟店に対し、法律に定められた利率による遅延損害金を請求することができるものとします。

#### 第7条（本端末の利用および保管に関する義務）

1. 加盟店は、本規約および個別契約に従い、善良なる管理者の注意をもって、本端末を利用、保管および管理します。
2. 加盟店は、本端末の利用、保管および管理に関し、以下のとおり誓約します。
  - (1) 本端末の提供元の通信サービスの提供条件を定める通信サービス契約約款および関連する利用契約において定める事項を遵守するとともに、本端末の使用に関し、ゼウスまたは本端末の提供元の指示に従うこと
  - (2) ゼウスまたは本端末の提供元から本端末のOS その他のソフトウェアのアップデート等に関する指示があった場合、速やかに対応すること
  - (3) 本端末に異常または故障が発生した場合は、速やかにゼウスへ連絡の上、ゼウスの指示に従うこと。また、修理、交換等のために本端末をゼウスに返却する場合、加盟店の費用負担で行うこと
  - (4) 本端末に関する問い合わせ、通知はゼウスに対し行い、本端末の提供元に対して行わないこと
  - (5) 本端末の所有権が加盟店にはなく、加盟店がゼウスより貸与を受けた端末であることを認識し、これに反する行為を行わないこと
  - (6) 本端末の管理状況等について確認するため、ゼウスまたは本端末の提供元から資料の提出または立入調査を求められた場合、これに応じること
  - (7) 紛失・盗難等により本端末が返却不能となった場合、端末本体の代金およびSIMの代金の実費を負担すること。なお、ゼウスは決済サービスにおける振込金額より当該代金および費用を差し引くことができるものとする。
  - (8) 前各号に定める他、本規約の規定を遵守するために必要な事項を遵守すること

#### 第8条（通知義務）

加盟店は、加盟店の所在地、連絡先、その他ゼウスに届け出た事項に変更がある場合、遅滞なくゼウスに通知するものとします。

#### 第9条（禁止事項）

加盟店は、その名目、理由ないし手段の如何を問わず、次の各号に該当する行為をしてはならないものとします。

- (1) 本端末をゼウスの決済サービス以外の目的で利用すること
- (2) Wi-Fi/Bluetoothの使用、SIMの変更、カメラ機能の使用、アプリのインストール、その他ゼウスから提供を受けた時点の本端末の設定を変更すること（7条2項1号、2号または3号に定めるゼウスからの指示に基づく場合を除きます）
- (3) 本端末に記録されている情報を他に漏らすこと
- (4) 本端末を改造し、またはリバースエンジニアリングを行うこと
- (5) 本端末に貼付してある端末機種を特定するための銘板、シール等を剥離または汚損すること
- (6) 本端末に登録されている加盟店または端末の識別情報の登録、変更または消去を行うこと
- (7) 本端末を加盟店以外の者に利用させること

- (8) 本サービスにおける当事者たる地位、権利を第三者に譲渡すること
- (9) 第三者に対し本端末の貸与、転貸、譲渡、担保の差し入れ、処分等を行うこと
- (10) ゼウスまたは本端末の提供元の商号、ロゴその他のサービスマーク並びに本件サービスの名称を使用すること
- (11) 前各号に定める他、ゼウスおよび本端末の提供元に損害を与える行為

#### 第10条（利用の停止）

1. ゼウスは、加盟店が本規約または個別契約に違反し、またはゼウスが不相当と判断したときは、加盟店に事前に通知することなく直ちに本サービスを停止し、本端末の返還を請求することができるものとします。
2. 本サービスの停止中であっても、加盟店は使用料の支払義務を免れないものとします。

#### 第11条（免責等）

1. ゼウスは、加盟店の通常の使用により本端末に障害、劣化（決済処理に不具合が発生する程度の障害、劣化に限り、電池パックの劣化は除きます）が生じた場合、自らの選択により、修理または交換のいずれかの対応を行うものとします。
2. 前項に定める場合を除き、ゼウスは、本端末または本サービスについて、品質、特定目的への適合性、知的財産権の非侵害性、その他一切の保証を行わないものとし、本端末または本サービスに関連して加盟店に生じた不利益、損害等について、一切責任を負わないものとします。

#### 第12条（損害賠償）

1. 加盟店は、本規約または個別契約に違反したことにより、ゼウスおよび第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとします。
2. 加盟店が本規約または個別契約に違反したことにより、ゼウスが本端末の提供元に対して損害の賠償を行った場合、加盟店は、ゼウスに対してその全額を支払うものとします。

#### 第13条（秘密保持）

1. 加盟店は、本規約および個別契約の内容並びに本規約および個別契約の締結または履行に関連してゼウスより秘密として開示または提供された情報（本端末の提供元の情報を含み、以下、あわせて「秘密情報」といいます）を、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。但し、以下の各号に該当するものについては、秘密情報から除外するものとします。
  - (1) 提供若しくは開示の時点で、既に一般に公知となっていた、または、既に知得していたもの
  - (2) 提供若しくは開示を受けた後、自己の責めに帰せざる事由により公知となったもの
  - (3) 提供または開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したものの
  - (4) 裁判所の命令、監督官公庁、金融商品取引所若しくは金融商品取引業協会の規則またはその他法令・規則の定めに従い、開示を命じられたもの
  - (5) 相手方から第三者への開示につき書面による承諾を得たもの
2. 加盟店は、ゼウスから提供または開示された秘密情報を本規約または個別契約の目的を達成するためにのみ使用し、それ以外の目的に使用しないものとします。
3. 本条の規定は、個別契約終了後1年間は有効に存続するものとします。

#### 第14条（解除）

1. ゼウスは、加盟店が次の各号のいずれかに該当するときは、加盟店に対する何らの通知催告等の手続きを要することなく、直ちに本サービスの全部若しくは一部を中止し、または個別契約を解除することができるものとします。
  - (1) 本規約または個別契約に違反し、またはゼウスが不相当と判断したとき
  - (2) 本規約または個別契約に基づく債務を期日までに履行しないとき
  - (3) 本サービスの申込みにあたって、虚偽の事項を届け出たことが判明したとき
  - (4) 支払停止、支払不能に陥ったとき、または仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続

開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があったとき

- (5) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - (6) 公租公課の滞納処分を受けたとき
  - (7) 資産または信用状態に重大な変化が生じ、本規約または個別契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき
  - (8) 不正、不当な営業活動を行う等してゼウスまたは本端末の提供元の名誉・評判・信用・利益等を損なったとき
  - (9) ゼウスまたは本端末の提供元に対する著しい不信行為があったとき
  - (10) 所在が不明になったとき
  - (11) 前各号の他、本サービスの中止または個別契約の解除を相当とする事由が発生したとき
  - (12) その他、本サービスを継続し難い重大な事由が発生したとき
2. 前項各号の事由のいずれかが発生した場合、個別契約の解除の有無にかかわらず、加盟店はゼウスに対して負担する一切の債務につき期限の利益を喪失し、直ちに全額を履行するものとします。
  3. 本条による解除または本サービス終了は、ゼウスから加盟店に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

#### 第15条（反社会的勢力の排除）

1. 加盟店は、ゼウスに対し、自己および自己の役員等が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 加盟店は、ゼウスに対し、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. ゼウスは、加盟店が前各項の確約に反し、または反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに加盟店との取引の全部もしくは一部を停止し、または加盟店との契約の全部もしくは一部を解約することができるものとします。なお、ゼウスは、かかる合理的な疑いの内容および根拠に関し、加盟店に対して何ら説明しまたは開示する義務を負わないものとし、取引の停止または契約の解約に起因しまたは関連して加盟店に損害等が生じた場合であっても、何ら責任を負うものではないことを確認するものとします。
4. 加盟店は、自己（自己の役員等を含む）が第1項または第2項の確約に反したことによりゼウスが損害を被った場合、ゼウスに生じたその損害を賠償する義務を負うことを確約するものとします。

#### 第16条（地位譲渡等）

加盟店は、ゼウスの事前の書面による承諾なしには、個別契約に基づく地位およびこれらの地位に基づき発生する権利義務を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならないものとします。

#### 第17条（サービス期間）

1. 加盟店は、毎月 20 日（同日がゼウスの休業日の場合はその翌営業日）までに自らの費用にてゼウスに対し本端末を返却することにより、同月末付で個別契約を解約できるものとします。
2. 本サービスの期間中、ゼウスと本端末の提供元との契約が終了した場合、またはゼウスと加盟店との決済サービスに関する契約が終了した場合、個別契約は終了するものとします。本サービスが終了した場合、加盟店は、直ちにゼウスに対し本端末を返却するものとします。なお、返却にかかる費用は加盟店の負担とします。
3. 本サービスが終了した場合といえども、第 9 条（禁止事項）、第 11 条（免責等）、第 12 条（損害賠償）、第 13 条（秘密保持）、第 15 条（反社会的勢力の排除）、第 20 条（準拠法）および第 21 条（管轄）の規定は、なお有効とします。

#### 第18条（規約の改定および承認）

1. ゼウスは、合理的な必要最小限の範囲で本規約を変更することができるものとし、変更予定日の 1 ヶ月前までに加盟店に対して変更内容を通知し、または新規約を提示します。加盟店が変更予定日の 5 営業日前までに次項に定める措置をとらなかった場合、加盟店は新規約を承認したものとし、以後、新規約が適用されます。
2. 前項の規約変更において、加盟店が変更予定日の 5 営業日前までに異議を申し出、個別契約の解約の意思表示をした場合には、ゼウスはその 5 営業日後までに個別契約の解約の手続きを行うものとします。
3. 本規約に関するゼウスの加盟店に対する通知は、加盟店がゼウスに対し届け出た連絡先に対して書面による送付、ファックスによる送信、電子メールによる送信等ゼウスが適当と判断する方法によっておこないます。
4. ゼウスが前項の通知をインターネットを通じて行った場合、その通知は、ゼウスが通知内容を含むデータをアップロードしたときに加盟店に到達したものとみなします。

#### 第19条（協議事項）

本規約若しくは個別契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本規約若しくは個別契約に定めのない事項については、ゼウスおよび加盟店は誠意をもって協議解決を図るものとします。

#### 第20条（準拠法）

本規約および個別契約は日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈適用されるものとします。

#### 第21条（管轄）

加盟店およびゼウスは、本規約に関する一切の紛争について日本国に専属的な国際的裁判管轄を認め、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意するものとします。

付則 本規約は 2018 年 2 月 21 日より施行されます。

以上